



第5号様式（第10条）

山武市指令第840号

一般廃棄物処理業許可証

住所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号
氏名 株式会社 丸幸
代表取締役 渡邊 均 様

令和2年2月19日付けで申請のありました一般廃棄物 収集運搬業 については、山武市廃棄物 処一分業

物の処理及び清掃に関する条例第30条第2項の規定により、次のとおり許可する。

令和2年3月3日

山武市長 松下 浩 明



記

許可番号	第16号	
事業の 範囲	業の区分	収集運搬
	取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿を除く）
事務所及 び事業場 の所在地	事業所	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号
	事業場	
処理施設等の所在地		
処理施設の種類 及び処理能力		
許可期限	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	
許可条件	<p>業務の遂行については、市の指示に従うこと。</p> <p>可燃ごみについては、東金市外三市町清掃組合で受け入れ可能なごみ（書類・紙くず・厨芥類）に限る。</p> <p>当該許可地域以外で収集した廃棄物を混合して運搬しないこと。</p> <p>許可区域は、山武市の処理及び清掃に関する条例別表第2に掲げる区域（成東地域）に限る。</p>	

山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 別表第2

(第26条、第28条、第29条、第30条関係)

字名
板附(672番地から686番地を除く)
市場
井之内
親田
上横地
川崎
木戸
草深
小泉
五木田
小松
柴原
島
嶋戸
下横地
白幡
真行寺
津辺
寺崎
殿台
富口
富田
富田幸谷
成東
新泉
野堀
早船
姫島
松ヶ谷
本須賀
湯坂
和田